

ID: 0425

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用料の徴収														
例 規 名 根 拠 条 項	長門市長門湯本温泉駐車場条例 第7条														
例 規 番 号	平成31年条例第3号														
【根拠条文】 (使用料) 第7条 市は、有料施設の使用につき、有料施設を使用する者(以下「使用者」という。)から別表第2に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。 2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、定期駐車の使用許可を受けている者に対し、利用していない月にかかる定期駐車の使用料の範囲内でこれを返還することができる。 (1) 第5条の規定により、駐車場の全部の供用を休止したとき。 (2) 定期駐車の使用許可期間の開始日前に、当該定期駐車に係る使用許可の取下げの申請があったとき。 (3) 定期駐車の使用許可期間の満了日の1箇月前までに使用許可期間変更の申請があり、これに対する許可を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文及び別表第2並びに別表第3による。 別表第2(第7条、第18条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車駐車場</td> <td>全幅 2.5m、全長 5m、全高 2.5m 未満の普通自動車</td> <td>1 時間につき 200 円 1 箇月につき 6,000 円(定期駐車)</td> </tr> <tr> <td>バス駐車場</td> <td></td> <td>1 時間につき 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>バイク駐車場</td> <td>自動二輪車 原動機付自転車 自転車</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 使用時間が1時間に満たない端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。 2 定期駐車 of 1 箇月は、月の初日から当該月の末日までとする。 3 利用区分の欄に掲げる車両の種類は、道路交通法第2条及び第3条並びに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する種類をいう。				施設名	利用区分	基準額	自動車駐車場	全幅 2.5m、全長 5m、全高 2.5m 未満の普通自動車	1 時間につき 200 円 1 箇月につき 6,000 円(定期駐車)	バス駐車場		1 時間につき 1,000 円	バイク駐車場	自動二輪車 原動機付自転車 自転車	無料
施設名	利用区分	基準額													
自動車駐車場	全幅 2.5m、全長 5m、全高 2.5m 未満の普通自動車	1 時間につき 200 円 1 箇月につき 6,000 円(定期駐車)													
バス駐車場		1 時間につき 1,000 円													
バイク駐車場	自動二輪車 原動機付自転車 自転車	無料													
備考	指定管理者による利用料金制度を適用														
設 定 年 月 日	令和2年1月15日	最終変更年月日													